

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 条 例

○宮城県条例の一部を改正する条例

（税 務 課）

ページ

## 条 例

宮城県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十二号

宮城県条例の一部を改正する条例

宮城県条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の七第一項中、「前条第二項」の下に、「及びこの条第三項」を、「規定による」の下に、「更正又は」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第二百五条第四項中、「有するもの以外の」を「有しない」に改める。

附則第十条の七中、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則第十条の八第一項中、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十条の十中、「又は第三項」及び「又は第四項」を削る。

附則第十一条第一項中、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第二項中、「附則第七条第十九項」を「附則第七条第十七項」に、「附則第七条第二十項」を「附則第七条第十八項」に改める。

附則第十一条の二中、「附則第九条の三第一項」を「附則第九条の二第一項」に改める。

附則第十一条の二の二第二項中、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の三の二中、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の四第二項中、「第八項第一号、第二号若しくは第三号」に掲げる軽油自動車又は附則第十二条の二の二第二項を「附則第十二条の二の五第四項から第七項まで」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の法施行規則附則第四条の四第四項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法施行規則附則第四条の四第五項に規定するものをいう。附則第十一条の四の三において同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法施行規則附則第四条の四第六項に規定するものをいう。次号及び附則第十一条の四の三第一項において同じ。）に該当するものを除く。次項において同じ。）

イ 乗用車又は車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第十一条の四の三第七項において同じ。）が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第一項に規定するものの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で法施行規則附則第四条の四第八項に規定するもの（以下この項及び次項において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法施行規則附則第四条の四第九項に規定するエネルギー消費効率（第四項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー

消費効率」という。)に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第二項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第三項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。次項において同じ。)

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第四項に規定するもの

- (1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第四条の四第十一項に規定するもの(以下この項及び次項において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第五項に規定するもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た

数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第六項に規定するもの

- (1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第四条の四第十四項に規定するもの(以下この項及び次項において「平成二十一年軽油重量車基準」という。)に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第七項に規定するもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十一条の四第三項中「法附則第十二条の二の第二項又は前項」を「前項又は附則第十一条の四の三第四項から第七項まで」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第八項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第九項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。  
 八 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第十項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。  
 (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第十一項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。  
 (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。  
 ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第十二項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。  
 (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第十三項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。  
 (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。  
 ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第十四項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。  
 (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十一条の四第四項を次のように改める。

4 第二項(第一号イに係る部分に限る。)及び前項(第一号イに係る部分に限る。)の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として法施行規則附則第四条の五第十五項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同条第十六項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第二項第一号イ(3)中「平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において、平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十」とあるのは、「平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百三十八」と、前項第一号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは、「前項第一号イ(3)に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附則第十一条の四第五項から第八項までを削る。

附則第十一条の四の三第三項中、「前二項」を、「前各項」に、「附則第四条の六第六項」を、「附則第四条の六第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項中、「第二種省エネルギー自動車」を「第三種環境対応車」に改め、「(附則第十一条の四第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 附則第十一条の四第三項第一号(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げるガソリン自動車

二 附則第十一条の四第三項第二号又は二に掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)

附則第十一条の四の三第二項を同条第三項とし、同項の次に次の四項を加える。

4 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(次項において、「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(法施行規則附則第四条の六第一項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第八十九条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から千万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三条

第一項に規定する基本方針（次項及び第六項において「基本方針」という。）に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項及び第六項において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で法施行規則附則第四条の第六第二項に規定するものに適合するものであること。

5 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に降するための昇降機を備えるもの（法施行規則附則第四条の第三項に規定するものに限り。）で初めて新規登録等を受けるもの取得に係る第八十九条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から六百五十万円（乗車定員三十人未満の附則第十一条の四の三第五項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で法施行規則附則第四条の第六第四項に規定するものに適合するものであること。

6 道路運送法第三条第一号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（法施行規則附則第四条の第六第五項に規定するものに限り。）で初めて新規登録等を受けるもの取得に係る第八十九条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で法施行規則附則第四条の第六第六項に規定するものに適合するものであること。

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

7 次に掲げるトラック（法施行規則附則第四条の第六第七項に規定するものに限り。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第八十九条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日（第一号に掲げるトラックのうち車両総重量が二十二トンを超えるもの及び第二

号に掲げるトラックにあつては、平成二十六年十月三十一日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が八トンを超えるトラック（法施行規則附則第四条の第六第八項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）で法施行規則附則第四条の第六第九項に規定するものに適合するもの

二 車両総重量が十三トンを超えるトラック（法施行規則附則第四条の第六第八項に規定するけん引自動車に限る。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で法施行規則附則第四条の第六第九項に規定するものに適合するもの

附則第十一条の四の三第一項中「第一種省エネルギー自動車」を「第二種環境対応車」に改め、「（附則第十一条の四第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 附則第十一条の四第二項第一号（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車

二 附則第十一条の四第二項第二号又は二に掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）（附則第十一条の四の三第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。）

次に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第八十九条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から四十五万円を控除して得た額」とする。

一 電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）

二 法附則第十二条の二の第二項第二号に掲げる天然ガス自動車

三 充電機能付電力併用自動車

四 法附則第十二条の二の第二項第四号（同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車

五 法附則第十二条の二の第二項第五号イに掲げる軽油自動車

六 法附則第十二条の二の第二項第五号ハに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第十一条の六第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め

る。

附則第十二条第一項中「法施行規則附則第五条第一項に規定するもの」を、「内燃機関を有しないもの」に、「附則第五条第二項」を、「附則第五条第一項」に、「同条第三項」を、「同条第二項」に、「及びメタノール」を、「メタノール」に、「同条第四項」を、「同条第三項」に、「規定するもの並びに」を、「規定するもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）で併せて電気その他の同条第四項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法施行規則附則第五条第五項に規定するものをいう。第三項において同じ。）並びに」に改め、同項第一号中「平成十一年三月三十一日」を、「平成十三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十三年三月三十一日」を、「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第三項中「第三項及び」を、「第三項、第四項及び」に改め、同項第二号イ中「この項」の下に、「及び次項」を加え、「規定するもの（以下この号及び次項）」を、「規定するもの（以下この号）」に改め、同号ロ中「及び次項」を削り、同項第三号中「（内燃機関を有する自動車）で併せて電気その他の法施行規則附則第五条の二第五項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法施行規則附則第五条の二第六項に規定するものをいう。」を削り、「同条第七項に規定するものをいう」を、「法施行規則附則第五条の二第五項に規定するものをいう。次項において同じ」に改め、同項第四号中「附則第五条の二第八項」を、「附則第五条の二第六項」に、「（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）を（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第六項において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に、「附則第五条の二第九項」を、「附則第五条の二第七項」に、「同条第十項」を、「同条第八項」に改め、同項の表第五号第三項第二号の項の次に次のように加える。

第百五条第四項第一号	七千五百円	四千元
	二万九千五百円	一万五千元
第百五条第四項第二号	一万二百円	五千三百円
	一万三千二百円	六千六百円

附則第十二条第四項中「第三項及び」を、「第三項、第四項及び」に、「平成二十年四月一日から平

成二十一年三月三十一日まで」を、「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「平成二十一年度分」を、「平成二十五年年度分」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「平成二十二年年度分」を、「平成二十六年年度分」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第五条の二第九項に規定するもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので同条第十項に規定するもの

附則第十二条第四項第三号中「百分の百二十五」を、「であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第六項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」に、「附則第五条の二第十三項」を、「附則第五条の二第二項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三 充電機能付電力併用自動車

附則第十二条第五項中「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を、「平成二十七年基準エネルギー消費効率」に、「附則第五条の二第十四項」を、「附則第五条の二第十二項」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を、「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」の間、当該自動車に新車新規登録を受けた場合に於ては平成二十五年年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「平成二十二年年度分」を、「平成二十六年年度分」に改め、同条第六項中「前三項」を、「第三項、第四項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第五項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第四項（第四号に係る部分に限る。）及び前項の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として法施行規則附則第五条の二第十三項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第十四項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第四項第四号中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第六項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」とあるのは、「前項第四号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、前項中「平成二十七年基準エネルギー消費

消費効率」とあるのは、「第三項第四号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

( 不動産取得税に関する経過措置 )

2 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）附則第四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる不動産取得税に係る改正後の宮城県県税条例（以下「新条例」という。）附則第十条の十の規定の適用については、同条中「法附則第十一条の四第一項」とあるのは、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）第一条の規定による改正前の法附則第十一条の四第一項又は第三項」と、「同条第二項」とあるのは、「同条第二項又は第四項」とする。

( 自動車取得税に関する経過措置 )

3 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

( 自動車税に関する経過措置 )

4 新条例附則第十二条の規定は、平成二十四年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十三年分までの自動車税については、なお従前の例による。